

都市型コミュニティサイクル社会実験

公募要領

本実施要領は、社会実験の実施主体（応募主体）となる企業等を対象として、社会実験の募集に当たっての留意事項や実験実施に関する手続等を定めたものです。

1. 背景

現在、京都議定書発効（2005年2月）から約4年が経過し、同議定書に基づくわが国のCO₂排出削減目標の達成においては、運輸部門からの排出量を2010年に2.4億トン（1990年比+11%）とするという目標に対し、2006年の排出量で2.5億トン（1990年比+17%）となっており、CO₂排出量抑制において、国、地方公共団体、事業者、国民が更なる取り組みを行っていく必要がある状況にあります。

特に、CO₂排出量の運輸部門が占める割合は2割と大きく、そのほとんどが自動車交通による排出であり、非経済・非効率な自動車交通の抑制等は、社会経済面・環境面からみても対応が急務となっています。

近年、欧米では、路上広告を主たる収入源として、高密度に道路上に貸出拠点（駐輪施設と支払い用の機器）を設置し、30分以内の利用は無料であるなど低価格で利用可能なコミュニティサイクルが定着しつつあります。例えば、パリのベリブでは、750カ所の貸出拠点で2万台の自転車を有した大規模なコミュニティサイクルが、広告会社に屋外公共空間への広告掲載を低価格で認可する代わりに運営費を負担させる仕組みにより、市の費用負担無しに運営されており、持続性の高い取組となっています。このコミュニティサイクルには、1台の自転車を1日に何度も使用することから、1人が1台使用するのに比べ省スペースとなり、放置自転車の削減にも寄与することも期待されます。

一方で、わが国は、自治体の費用負担の受容性、違法駐輪の量、屋外広告の価値、坂の多い地形等の欧米と異なる特性があることから、これらを踏まえた日本型のシステムを構築していく必要があります。

そこで、わが国への導入方策の検討を行うための社会実験を募集することとします。

2. 募集する社会実験の要件

募集するコミュニティサイクル社会実験は以下の全ての要件を満たすものとします。

(1) サービス内容

- ・ 乗り捨て可能な（自転車を借りた貸出拠点と別の貸出拠点に返却しても良い）シ

システムとする。

- ・ 貸出拠点は、概ね 300m 毎にするなど高密度に設置すること。
- ・ 例えば 30 分以内の利用は無料とする一方で、長時間の利用は累進的に高額とするなどの方法により、短時間の利用を促進し、盗難や新たな違法駐輪を抑止するシステムとする。
- ・ 自転車の返却される貸出拠点が偏る場合には、需要の高い貸出拠点へ移動するシステムとする。
- ・ 自転車は操作性、安全性、耐久性が優れたもので、かつそれ自体が地域の景観に悪影響を与えないものを使用するものとする。

(2) 運営方法

- ・ 将来的に、持続可能なビジネスモデルを前提としたシステムとする（実験期間内での採算を求めるものではない）。ビジネスモデルは、例えば公共空間への広告掲載など自転車の利用料以外の収益を活用する方策も含めて良いものとする。

(3) 留意事項

- ・ 交通安全に配慮するとともに、事故が起きた場合の対応を明確にしたシステムとする。
- ・ 貸出拠点等が地域の景観を著しく害することの無いよう配慮するものとする。

3. 社会実験の実施主体の選定

(1) 選定方法

応募された社会実験は、公募期間終了後、環境省により審査・選定します。

(2) 選定の観点

選定の観点は、応募された社会実験等の内容を以下の①～④までの視点を総合的に判断することとします。

- ① 実験期間中を含め、十分な利用が見込める計画であること
- ② 将来的に実現可能性が見込める計画であること
- ③ 将来的に他地域等へ拡大が見込まれる計画であること
- ④ 実験を実施しようとする地域の地方公共団体、警察、地権者等関係機関と調整が可能な実施主体であること

なお、社会実験の実施主体の選定結果については、環境省（水・大気環境局）から応募者（応募窓口）に通知します。

4. 社会実験の実施手順と公募スケジュール

4-1. 社会実験の実施手順

社会実験は以下の手順で実施します。

- ① 応募者は事前募集期間または公募期間に、社会実験計画等を環境省（水・大気環境局）に応募する。
- ② 応募者は環境省が指定した日時に環境省に来訪し、実験内容についてプレゼンテーションを行う。

- ③ 環境省は応募された社会実験計画の内容等を審査する。
- ④ ③の審査結果に基づき、環境省が社会実験の実施主体を選定し、選定結果を応募者に通知する。
- ⑤ 環境省（水・大気環境局）と所定の事務手続きを行う。
- ⑥ 実験計画に基づき、実施主体（応募者）は社会実験を実施する。
- ⑦ 社会実験終了後、実施主体（応募者）は、社会実験の結果報告等を行う。

4-2. 公募スケジュール（予定）

事前募集及び公募に関する全体スケジュール（予定）は、以下の通りです。

- ① 公募の記者発表・・・・・・・・・・・・・・・・平成 21 年 7 月 9 日
- ② 募集受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・平成 21 年 7 月 9 日～17 日
- ③ 応募者によるプレゼンテーション・・・・・・・・平成 21 年 7 月 22 日（詳細は別途調整）
- ④ 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 21 年 7 月中
- ⑤ 社会実験実施主体の決定（公表）・・・・・・平成 21 年 8 月上旬
- ⑥ 事務手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 21 年 8 月～9 月
- ⑦ 社会実験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・平成 21 年 9 月以降
(最長、平成 22 年 2 月末までを想定)
- ⑧ 実験結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・平成 22 年 2 月末

5. 社会実験等の応募

5-1. 社会実験の応募者

社会実験には、公益法人、営利法人、特定非営利活動法人等の法人の他、実行委員会や協議会等でも応募可能です。ただし、契約については代表となる法人が必要です。なお、地方公共団体が直接の受託者となることはできません。

5-2. 社会実験の応募方法

(1) 応募の手続

応募者は、社会実験計画を記載した応募書類（別添-2（様式-1 から様式-5））を作成し、以下の担当部署に郵送で提出して下さい。

【担当部署（受付窓口）】

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 担当 金崎

<所在地> 〒100-8975東京都千代田区霞が関1-2-2（合同庁舎 5 号館23F）

<連絡先> TEL：03-5521-8303

FAX：03-3593-1049

【受付期間】 平成 21 年 7 月 9 日（木）から 7 月 17 日（金）の 17 時（必着）

(2) 応募書類

上記で定める期間までに、応募者は以下の書類を正（1部）・副（7部）及びその電子媒体（1部）を作成し、送付して下さい。

- ① 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 - 1】

- ② 応募主体の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 - 2】
- ③ 社会実験計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 - 3】
- ④ 社会実験実施予定箇所図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 - 4】
- ⑤ 社会実験に係わる費用の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 - 5】

5-3. 応募書類

(1) 応募申請書

応募者は、応募代表者または応募に関する代表窓口（担当者）や連絡先等、応募に関する必要事項を「様式 - 1」に記載して下さい。

(2) 応募主体の概要書

応募者は、社会実験を実施する法人の概要を「様式 - 2」に記載して下さい。実行委員会や協議会等複数の団体等で取り組む場合は、各団体等の名称を記載してください。また、主な再委託先や調整の対象機関を可能な範囲で記載してください。

(3) 社会実験計画の内容

応募者は、社会実験計画を「様式 - 3」から「様式 - 5」に記載して下さい。なお、社会実験期間は、最長でも平成 22 年 2 月末までとし、その期間内に実験施策の実施及び環境改善効果の計測ができるように設定して下さい。

【様式 - 3】（社会実験計画）

① 実験エリアの欄

社会実験を実施しようとする地域の名称を、市区町村単位で記載して下さい。当該地域の地方公共団体と調整されている場合は、その状況を記載してください。

② 実験規模の欄

実験エリア内に設置する貸出拠点、1 貸出拠点当たりの駐輪可能台数、実験で使用する自転車台数等を記載してください。

③ 貸出システムの欄

自転車を貸し出す際の方法を記載してください。なお、将来的に持続可能なシステムとする場合と社会実験時で方法が異なる場合は、その両方について記載してください。

④ 自転車の再配置の欄

自転車の返却される貸出拠点が偏った際の、自転車の再配置の方法を記載してください。

⑤ 使用する自転車の欄

使用する自転車の仕様、特徴、調達の日途を記載してください。

⑥ 採算性の欄

コミュニティサイクルをビジネスとして継続的に実施すると仮定した場合の収益システムについて、できるだけ具体的に記載して下さい。

⑦ 安全管理の欄

社会実験中の安全確保方策及び事故が起きた際の対応方法を記載してください。

⑧ 景観への配慮の欄

地域の景観に与える影響、対応方法を記載してください。

⑨ 調査内容の欄

社会実験を通して検証する内容及びその方法について記載して下さい。

⑩ 全体スケジュールの欄

社会実験の実施に向けて現段階で想定しているスケジュールを記載して下さい。

記載するスケジュールは、準備期間、実験の実施、効果把握、実験終了後の本格運用等に向けた予定等、社会実験の実施を含めた全体スケジュールとして下さい。

なお、上記内容について応募時点では実施施策が調整前であるなど、実現可能性が必ずしも高いとはいえない施策であっても、応募時点では記入可能な範囲で記載して下さい。

【様式 - 4】 (社会実験計画実施予定箇所図)

応募者は、「様式 - 3」の社会実験の概要の欄に記載した実施施策を、「様式 - 4」に平面図として記載して下さい。このとき、対象地図の縮尺を「様式 - 4」の下側に示して下さい。平面図には、貸出拠点の設置場所がわかるように記載願います。地権者（路上に設置する場合は、道路管理者等）と設置場所が未調整の場合は、設置を想定している場所として記載し、併せて調整状況を記載して下さい。その際、設置場所が公共空間か私的空間か等がわかるように記載願います。

【様式 - 5】 (社会実験に係わる費用の内訳)

応募者は、「様式 - 3」の社会実験の概要（エリア内で実施する施策の内容と実施主体等）の欄に記載した社会実験に係わる全ての費用を「イニシャルコスト（社会実験の実施期間の長短により費用に変動が無い費目）」「ランニングコスト（社会実験の実施期間の長短により費用に変動が有る費目）」に分け記載して下さい。

(4) その他

なお、応募書類の各様式の記載内容等については、「別添-4_応募書類記入例」を参考に記載して下さい。

6. 社会実験計画の策定

6-1. 計画策定

実施主体は、社会実験期間、エリア内で実施する事業内容や実施施策の内容と実施体制、環境省から支援を受けようとする内容・費用等を明確にし、関係機関等と合意した上で、社会実験計画を策定して下さい。

なお、実施主体は、社会実験計画の詳細や支援を受けようとする内容等に関して必要に応じて環境省（水・大気環境局）と相談して下さい。

6-2. 計画の変更

(1) 計画の変更

社会実験の実施に当たり、実験計画に記載された内容の変更が生じる場合には、変更内容を実施主体で合意し、変更する計画等を「様式 - 3」から「様式 - 5」に記載した上で、環境省（水・大気環境局）に報告し、承認を得てから計画等の変更を行って下さい。

(2)計画の変更手順

実施主体は、必要に応じて変更作業中の社会実験計画の内容等、環境省から支援を受けようとする内容・費用等について、環境省（水・大気環境局）と予め相談して下さい。

7. 社会実験の実施

(1)実施主体

実験計画に記載された実施主体が社会実験を実施して下さい。

(2)環境省の支援

環境省は、社会実験として選定する実施主体数にもよりますが、予算内で1社会実験当たり上限3,000万円程度を目安とした集中的な支援（調査費等の委託）を行います。

(3)社会実験の実施

実施主体は、環境省（水・大気環境局）と所定の手続きを行い、調査業務等の委託契約を行い、社会実験を実施して下さい。

(4)社会実験による効果把握等

実施主体は、「様式-3」の調査内容の欄に記載した調査等を実施して下さい。また、実施した社会実験の成果等について報告して頂きます。

8. 社会実験終了後のフォローアップ

平成22年以降も「様式-3」の全体スケジュールの欄に記載した「実験終了後の本格運用等に向けた予定」について、進捗状況を環境省への報告をお願いする場合があります。

(以上)